

令和6年度 こども家庭庁行政事業レビュー 公開プロセス 説明資料

地域子ども・子育て支援に必要な経費のうち、
アクティビティ⑭⑮

こどもまんなか
こども家庭庁

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。

- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は令和7年6月1日、7の一部は令和4年9月15日又は令和5年4月1日）

市区町村における子育て家庭への支援の充実（１．②関係）

- 要支援・要保護児童（※１）は約23万人、特定妊婦（※２）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
※１ 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※２ 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- 地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置を実施する。

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えると同時に児童や保護者への相談等を行う
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズムの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等に応じた支援を行う。
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

子育て短期支援事業

- 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

<子ども・子育て支援交付金>

令和6年度予算 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

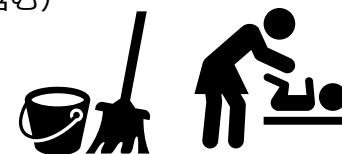
2 事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する者

- ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ④ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

【事業内容】

- ① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
- ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）
※保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
- ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑤ 支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握、市町村への報告



3 実施主体等

【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価】○基本分（右表の通り利用者負担軽減加算あり）

1時間当たり 1,500円

1件当たり 930円

○事務費・管理費 1事業所当たり 564,000円

○研修費 1市区町村当たり 360,000円

利用者負担軽減加算	1時間当たり	1件当たり
①生活保護世帯		
②市町村民税非課税世帯	1,500円	930円
③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯		

※②については1世帯あたり96時間/年を超えた場合、1時間当たり1,200円、1件当たり740円

③については1世帯あたり48時間/年を超えた場合、1時間当たり 900円、1件当たり560円

＜子ども・子育て支援交付金＞
令和6年度予算 2,074億円の内数（1,847億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

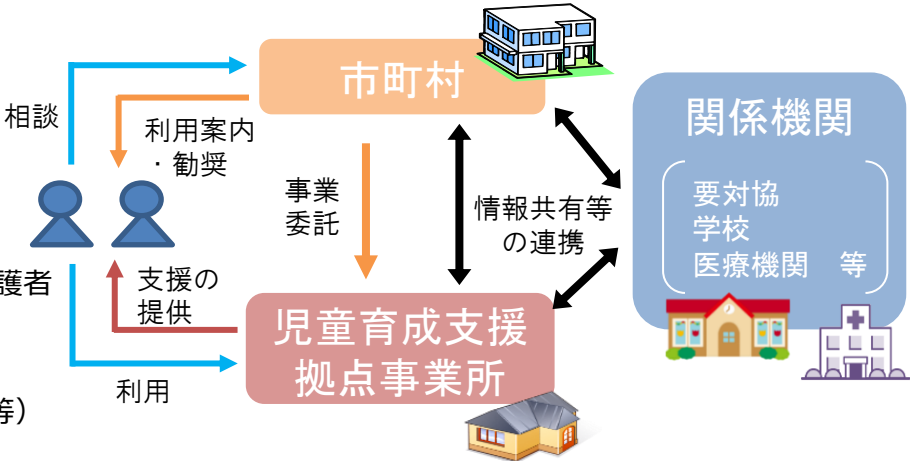
2 事業の概要

【対 象 者】 次のいずれかに該当する家庭

- ①食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ②家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ③その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

【事業内容】

- ① 安全・安心な居場所の提供
 - ② 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、等）
 - ③ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等）
 - ④ 食事の提供
 - ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築
 - ⑧ 送迎支援（地域の実情に応じて実施）
- ⑤ 課外活動の提供（調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等）
 - ⑦ 保護者への情報提供、相談支援



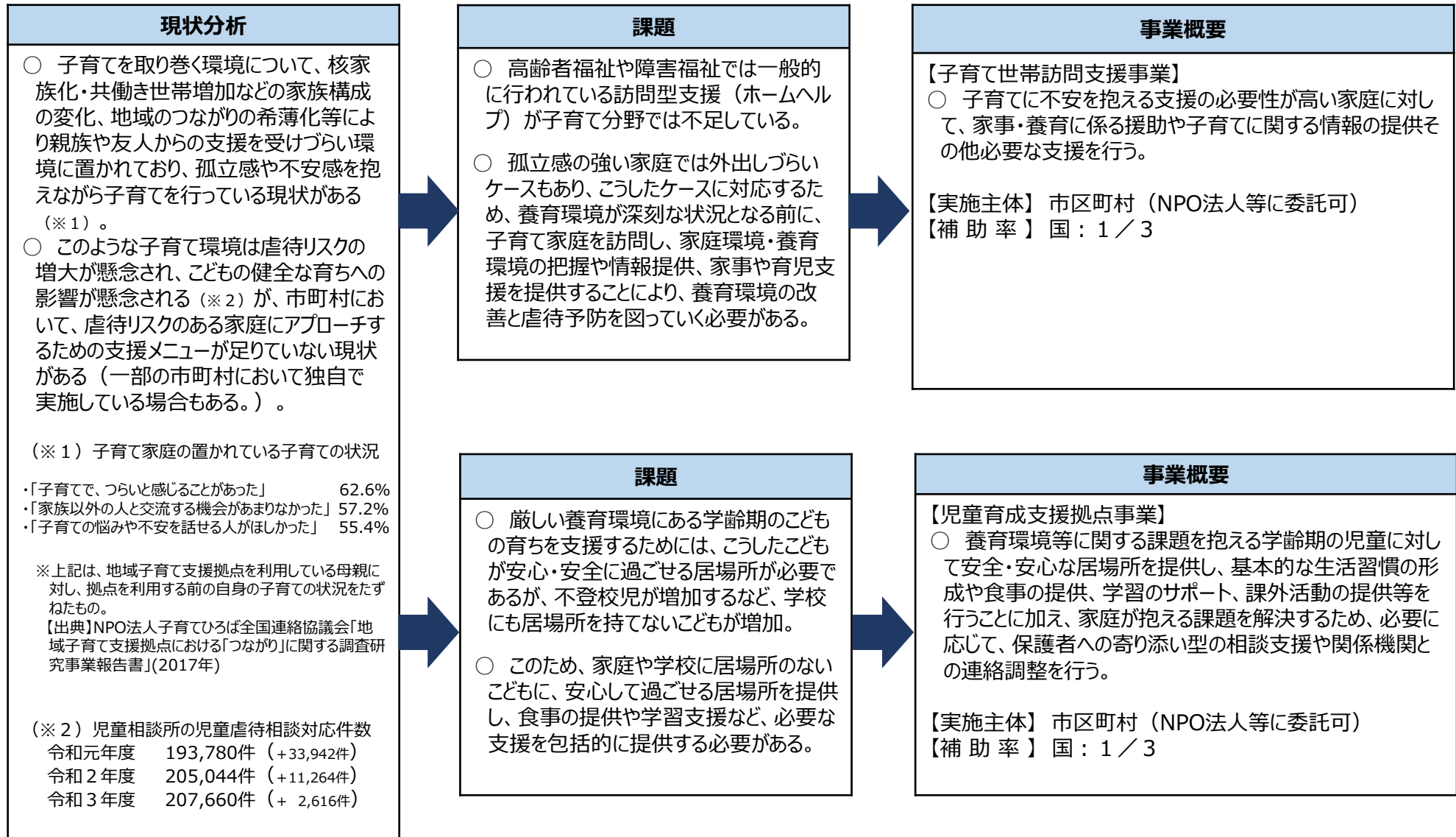
3 実施主体等

【実施主体】 市区町村（市区町村が認めたものに委託可） 【補 助 率】 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価】

○基本分	1事業所当たり	15,854千円（※）	○長時間開所加算		
○ソーシャルワーク専門職員配置加算	1事業所当たり	2,295千円	（1）平日分	年間平均時間数1時間当たり	944千円（※）
○心理療法担当職員配置加算	1事業所当たり	2,295千円	（2）長期休暇等分	年間平均時間数1時間当たり	225千円（※）
○送迎加算	1事業所当たり	1,451千円（※）	○賃借料支援加算	1事業所当たり	3,000千円
※ 週5日開所の場合。開所日数により異なる			○開設準備経費加算	1事業所当たり	4,000千円

ロジックモデル



ロジックモデル

【事業名】 地域子ども・子育て支援に必要な経費のうち、アクティビティ⑭⑮（子育て世帯訪問支援事業 及び 児童育成支援拠点事業）

- アクティビティ⑭⑮は、令和4年改正児童福祉法の施行（令和6年4月施行）に伴い創設される事業であり、現在、各市町村においては、地域のニーズを踏まえた提供体制（確保方策）の検討を行っているところ※各市町村は、令和6年度に第三期市町村子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）を策定
- このため、本事業の短期アウトカムは、各市町村のニーズを踏まえた提供体制（確保方策）が明らかになっていないことから、現時点では実施市町村数としているが、今後、第三期計画の内容が明らかになった時点で、改めて適切な指標を設定する予定。

【インプット】

**予算額・
執行額**
(単位:百万
円)

【アクティビティ】

子育て世帯訪問支援事業 (該当事業：事業概要⑩)

地域の子育て世代が安心して子育てができる環境を整備するために、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条に基づく地域子ども・子育て支援事業のうち、子育て世帯訪問支援事業を実施する市町村に対して補助を行う。

児童育成支援拠点事業 (該当事業：事業概要⑪)

地域の子育て世代が安心して子育てができる環境を整備するために、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条に基づく地域子ども・子育て支援事業のうち、児童育成支援拠点事業を実施する市町村に対して補助を行う。

【アウトプット】

交付決定市町村数
子育て世帯訪問支援事業を実施する市町村に対して交付を行う。

交付決定市町村数
児童育成支援拠点事業を実施する市町村に対して交付を行う。

【短期アウトカム】

子育て世帯訪問支援事業を実施する市町村数
(令和6年度より創設されることを踏まえ、)市町村が事業を開始すること。

児童育成支援拠点事業を実施する市町村数
(令和6年度より創設されることを踏まえ、)市町村が事業を開始すること。

【長期アウトカム】

「子育てが地域で支えられていると思う」と回答する保護者の割合
保護者の子育てが地域で支えられていると思う人の割合：増加を目指す

※こども未来戦略における「こども・子育て支援加速化プラン」において、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業は「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」の一環として実施することとしているところ、「新経済・財政再生計画改革工程表」において、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充（多様な支援ニーズへの対応）③虐待の未然防止」に係る施策の共通のアウトカム指標として本目標を設定することとしている。

子育て世帯訪問支援事業の議論ポイント

事業の目的や課題に適った効果発現の経路および短期アウトカム・中期アウトカム・長期アウトカム指標について、今後の事業を展望した上で、いかに設定していくか。

本事業の目的は、支援が必要な家庭の家庭環境や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことであるが、児童虐待については様々な要因が複合的に影響しているため、本事業の目的である虐待防止の効果を測るためのアウトカム指標を設定することが難しい。こうした中で、現時点の指標としては以下のような設定としているところ。

短期アウトカム指標

事業創設初年度であることを踏まえると、まずは取組自治体の増が重要と考え、短期アウトカム指標としている。

※ 令和7年度以降は、第3期子ども・子育て支援事業計画に基づき算出された事業の目標量を参考にしつつ、「年間延べ件数」などを指標とすることを検討している。

中期アウトカム指標

設定なし

※ 例えば、本事業の実施により、家庭環境や養育環境が改善の方向に向かっているか、といった評価を支援者において行い、これを指標とすることが考えられるか。

長期アウトカム指標

児童虐待の防止が図られることにより、地域全体として「子育てが地域で支えられていると思う」と回答する保護者の割合が増えると考えられることから、これを指標としている。

児童育成支援拠点事業の議論ポイント

事業の目的や課題に適った効果発現の経路および短期アウトカム・中期アウトカム・長期アウトカム指標について、今後の事業を展望した上で、いかに設定していくか。

本事業の目的は、居場所の提供などの支援を通じ、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることであるが、児童虐待やこどもの健全な育成については様々な要因が複合的に影響しているため、本事業の目的である虐待防止や健全育成の効果を測るためのアウトカム指標を設定することが難しい。こうした中で、現時点の指標としては以下のような設定としているところ。

短期アウトカム指標

事業創設初年度であることを踏まえると、まずは取組自治体の増が重要と考え、短期アウトカム指標としている。

※ 令和7年度以降は、第3期子ども・子育て支援事業計画に基づき算出された事業の目標量を参考にしつつ、「取組拠点数」などを指標とすることを検討している。

中期アウトカム指標

設定なし

※ 例えば、本事業の対象となったこどもに対し、居場所として感じられるかどうかといったアンケート調査を行い、これを指標とすることが考えられるか。

長期アウトカム指標

児童虐待の防止が図られることにより、地域全体として「子育てが地域で支えられていると思う」と回答する保護者の割合が増えると考えられることから、これを指標としている。

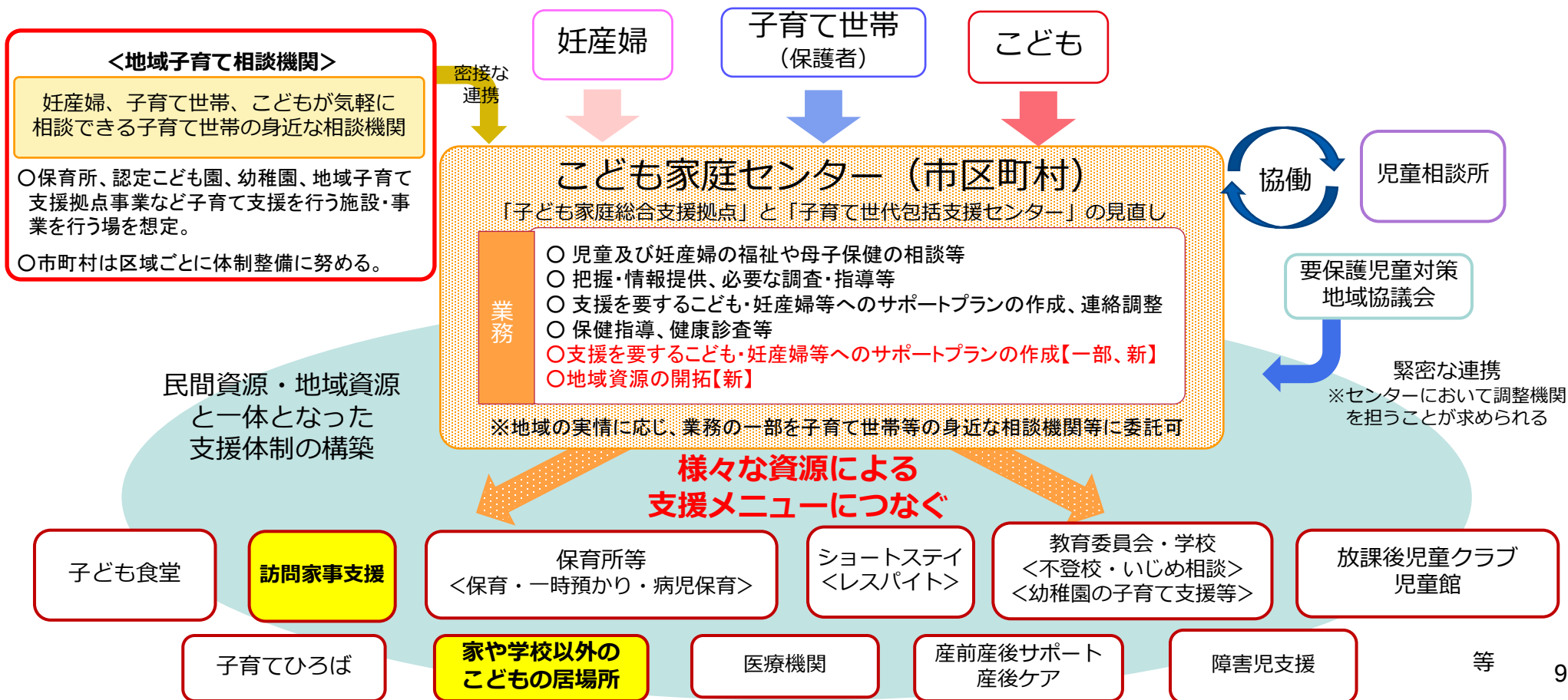
こども家庭センターの設置とサポートプランの作成（１．①関係）

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



【目的】

- 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

【実施主体】

- 実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ）とする。ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

【支援の内容】

- 支援の内容については、対象家庭を訪問し、①か②の片方、又は①②を同時に行うことを基本に、家庭の状況に合わせ以下の内容を包括的に実施する。
 - ① 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
 - ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
 - ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）
 - ※ 保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
 - ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
 - ⑤ 支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市町村への報告

【対象】

- 本事業の支援対象は、児童や保護者又は妊婦からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると市町村が認めた、次に掲げるような状態にある者を対象とする。
 - ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
 - ② 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
 - ③ 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
 - ④ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

【訪問支援員の要件】

○ 訪問支援員については、以下のいずれの要件を満たし、本事業を適切に実施できる者として市町村長が適当であると認めた者とする。

① **【研修】（以下の項目参照）の内容を踏まえた市町村が適当と認める研修を修了した者**

② 以下ア～ウに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

【研修】

○ 研修は、事業の目的、内容、支援の方法、個人情報適切な管理や守秘義務等について、必ず実施すること。また、育児・養育支援を行う訪問支援員に対しては、**AED（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ救急救命講習及び事故防止に関する講習（安全チェックリストの活用やヒヤリハット事例の検証等を含むもの）について、必ず実施すること。**ただし、他の研修等の修了をもって習得できると市町村が判断した部分について、省略しても差し支えないものとする。

実施に当たっては、家庭訪問の同行や支援場面を想定した実技指導等を組み込む等、訪問の内容及び質の向上に努めること。

※養育訪問支援事業において規定の研修を受講済の支援員については、本事業の支援員要件を満たすと考える。

※現行の臨時特例事業において訪問支援員を行っていた者については、経過措置として、当面の間、研修を受講していなくとも支援員の要件を満たすものとするが、事後的に研修を受講することが必要。

【留意事項】

○ 本事業に従事する者は、児童の「最善の利益」を実現させる観点から、児童及びその保護者等の対応及び個人情報の保護について十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等の情報を漏らしてはならない。

○ **訪問した家庭が家事・育児支援等以外の支援も必要であると考えられる場合には、市町村に連絡し、必要な支援に適切に繋ぐよう努めること。**なお、この場合に、業務上知り得た情報を市町村と共有することについては、上記の正当な理由に該当するものであること。

○ 訪問支援員は、身分証を提示するなどして市町村からの訪問者であることを明確にすること。

○ 市町村は、事業者や訪問支援員から支援状況の情報提供を求め、利用者の状況の把握に努めること。

【目的】

- 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。

【実施主体】

- 実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ）とする。ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

【事業の内容】

- 支援の内容については、課題を抱える児童の居場所を提供するという事業の目的を踏まえ、①～⑦を包括的に実施し、地域の実情等に応じて⑧を実施する。
①～⑦の支援内容は、常時実施しなければならないわけではなく、利用者の状況や希望に応じて、確実に提供できるよう体制を整備する必要がある。

<包括的に実施する内容>

- ① 安全・安心な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言、等）
- ③ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等）
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供
- ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携
- ⑦ 保護者への情報提供、相談支援

<地域の実情等に応じて実施する内容事項>

- ⑧ 送迎支援

【対象】

- 本事業の支援対象は、児童や保護者からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると市町村が認めた、次に掲げるような状態にある児童及びその保護者を対象とする。
 - ① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
 - ② 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
 - ③ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

【定員】

- 概ね20名とする。

【職員配置、要件及び職務の内容】

- 支援の実施にあたり、以下①②の職員を配置し、必要に応じて③④の職員を配置して支援を行うこと。

なお、1人以上は、児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格、教育職員免許法第4条に規定する免許状若しくは児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者又は③心理療法担当職員に該当する者を必ず置くこと。

また、管理者又は支援員のうち1人以上は、必ず常勤職員とすることとし、利用者や関係機関と信頼関係の構築に努めること。

加えて、人員配置にあたっては、児童5人に対し1人以上の職員を目安に配置することとし、利用児童がいる時間帯については、2人以上の職員を必ず配置すること。なお、利用児童が5人未満の場合で、職員のうち1人を除いた者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合等は、この限りではない。

<必須>

①管理者

【職務内容】

主に支援員の指導・調整、運営に関わる管理、市町村の事業担当部署やこども家庭センター・学校・児童福祉施設・医療機関等との連携、アセスメントに基づいた支援計画の策定、等を行う者

【要件】

児童福祉事業又はそれに類する業務に従事していた十分な経験等を持つ者で、支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有する者

②支援員

【職務内容】

児童や保護者への支援等を行う

【要件】

児童の福祉の向上に理解と熱意を有する者であって、児童に対して適切な生活支援等ができる者

<任意>

③心理療法担当職員

【職務内容】

メンタルケア等の心理的支援が必要な利用者に対して、嘱託契約その他適切な方法による支援を行う者

【要件】

学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有する者

④ソーシャルワーク専門職員

【職務内容】

児童及びその家庭を対象にした下記 i ～ iii のソーシャルワークの支援等を行う者

- i 学校、要保護児童対策地域協議会等の関係機関における会議への出席等
- ii 児童の家庭への訪問を含めた支援
- iii その他、居場所における児童に必要な支援

【要件】

児童を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者。なお、支援計画の策定や要保護児童対策地域協議会等関係機関との会議への出席等が想定され、十分なソーシャルワークスキルが求められることから、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。

【研修】

- 職員の配置にあたっては、研修の実施、専門的知見を持つ職員及び施設からのスーパーバイズ等により、**従事する職員の質の担保に努めること**。研修は、各地域の実情に応じた内容により実施すること。あわせて、個人情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

【開所日数・開所時間】

- 開所する日数は、利用者が生活のリズムを作れるよう、その地域における学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、週3日以上開所すること。
- 開所時間は、次に掲げる時間を開所することとし、児童の状況や地域の実情等に応じて、開始時間を早める又は閉所時間を延長するなどして定めるものとする。
 - ① 学校の授業の休業日（長期休暇期間等）に行う児童育成支援拠点事業1日につき、**8時間（原則10時～18時）**
※ 8時間の開所は必須であるが、地域の実情に応じて開所時間を前後にずらす、又は延長することは可能。
 - ② 学校の授業の休業日以外の日（平日）に行う児童育成支援拠点事業1日につき、**学校の授業の終了後から原則18時以降**

【施設・設備】

- 児童養護施設、児童館、児童家庭支援センター等の子育て関連施設やその他市町村が児童の居場所支援を行う場所として適当と認めた場所（空き家や賃貸物件の活用を含む。）
- 本事業を行う場所には、**開所時間中に児童が集まることができる専用スペースその他支援の実施に必要な設備を設けること。**なお、静養室、相談室、事務室、キッチン、学習スペース、浴室及び便所等の設備を設けることが望ましい。

【留意事項】

- 事業の実施により知り得た個人情報、規定を置くなどの措置を図ることで適切に保管するとともに、職員に対して個人情報の取り扱い等について、守秘義務を課すこと。また、事業の全部又は一部を委託して実施する場合には、委託先との契約において定めること。
- 市町村及び児童育成支援拠点事業者は、学校、医療機関、地域団体等の関係機関から把握しているこどもの情報が共有され、対象となる児童が本事業の利用につながるよう関係機関等に事業の趣旨や内容等を周知し、関係機関との必要な連携が図られる体制づくりに努めること。

	子育て世帯訪問支援事業	児童育成支援拠点事業
児童福祉法	第六条の三（略） ⑲ この法律で、子育て世帯訪問支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、要支援児童の保護者その他の内閣府令で定める者に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業をいう。	第六条の三（略） ⑳ この法律で、児童育成支援拠点事業とは、養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいう。
	第二十一条の九 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。 一 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業 二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業 三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業	
子ども・子育て支援法	第五十九条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。 一～七（略） 八 児童福祉法第六条の三第五項に規定する養育支援訪問事業その他同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同法第二十五条の七第一項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業 九～十三（略）	
	第六十五条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。 一～五（略） 六 地域子ども・子育て支援事業に要する費用 第六十八条 国は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、施設型給付費等負担対象額から拠出金充当額を控除した額の二分の一を負担するものとし、市町村に対し、国が負担する額及び拠出金充当額を合算した額を交付する。 2 国は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第四号及び第五号に掲げる費用のうち、前条第二項の政令で定めるところにより算定した額の二分の一を負担するものとし、市町村に対し、国が負担する額を交付する。 3 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第六号に掲げる費用に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。	